

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月17日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第13号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]	盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]
	田山小学校	八幡平市下モ川原			田山小学校	八幡平市下モ川原	
	大村小学校	岩手郡雫石町南畑			<u>姥屋敷小学校</u>	<u>滝沢市鶴飼安達</u>	
	[略]	[略]			大村小学校	岩手郡雫石町南畑	
	江刈小学校	岩手郡葛巻町江刈			[略]	[略]	
	<u>姥屋敷小学校</u>	<u>岩手郡滝沢村鶴飼</u>			江刈小学校	岩手郡葛巻町江刈	
	[略]				[略]		
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]	宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	亀岳小学校	<u>宮古市大字田代</u>	[略]		亀岳小学校	<u>宮古市田代</u>	[略]
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	千鶏小学校	<u>宮古市大字重茂</u>			千鶏小学校	<u>宮古市重茂</u>	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	門馬小学校	<u>宮古市門馬田代</u>			門馬小学校	<u>宮古市区界</u>	
	[略]	[略]			[略]	[略]	
	[略]				[略]		
	[略]				[略]		
中学校				中学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]	盛岡教育事務所	[略]	[略]	[略]
	安代中学校	八幡平市清水	[略]		安代中学校	八幡平市清水	[略]
	葛巻中学校	岩手郡葛巻町葛巻			<u>姥屋敷中学校</u>	<u>滝沢市鶴飼安達</u>	
	江刈中学校	岩手郡葛巻町江刈			葛巻中学校	岩手郡葛巻町葛巻	
	<u>姥屋敷中学校</u>	<u>岩手郡滝沢村鶴飼</u>			江刈中学校	岩手郡葛巻町江刈	

[略]

[略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。